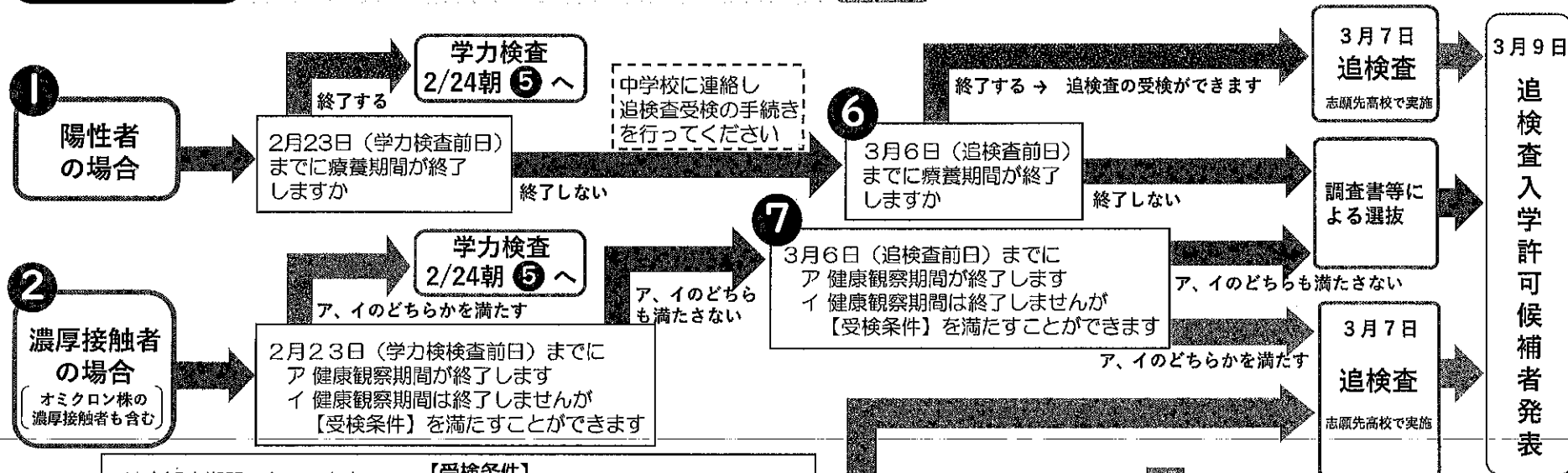


次の(1)から(4)のどれにあてはまりますか?

- (1) 新型コロナウイルス感染症の陽性者です→ ①へ
- (2) 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者です→ ②へ
- (3) (1)、(2)にあてはまらないが、体調が悪いです→ ③へ
- (4) 体調は良好です→ ④へ

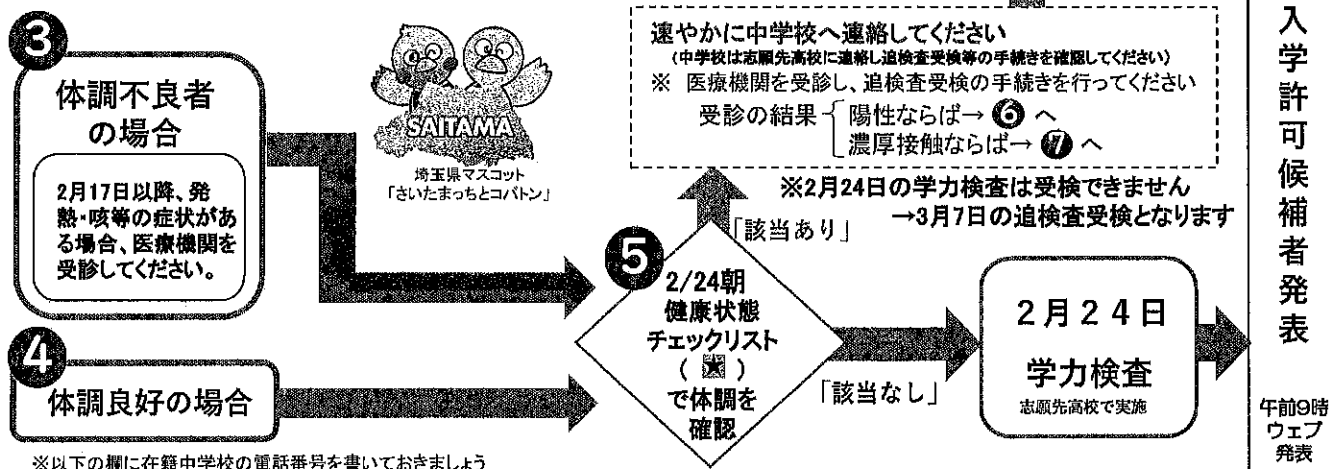
受験生の皆さんへ

○国の基準では陽性者の療養期間は10日です。陽性者でも療養後に試験を受けられるよう、学力検査から11日後に追検査を設定しました。
 ○濃厚接触者は【受検条件】を満たせば、学力検査を受検できます。
 ○学力検査当日、体調不良でも、【健康状態チェックリスト】で「該当なし」であれば学力検査を受検できます。「該当あり」の場合は追検査を受検します。



健康観察期間であっても右の①~③の【受検条件】をすべて満たす場合、受検が可能です

【受検条件】
 ①自治体によるPCR検査陰性
 ②検査当日、無症状
 ③公共交通機関を使わずに会場に行く



★【健康状態チェックリスト】

	確認項目
A	発熱の症状がある(37.5度以上)
	息苦しさ(呼吸困難)がある
	強いだるさ(倦怠感)がある
	味を感じない(味覚障害がある)
B	臭いを感じない(嗅覚障害がある)
	咳の症状が続いている
	咽頭痛(のどの痛み)が続いている
	下痢をしている(持病や食あたりなど新型コロナウイルス感染症以外の原因が推測されるものを除く)
	過去2週間以内に、同居している者で医療機関を受診して新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われ、かつ、その疑いが否定されないまま症状が続いている者がいる、又は、過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の待機期間を必要とされている国・地域等の在在者との濃厚接触(1m程度以内で15分以上接触)がある
	過去2週間以内に、同居している者で医療機関を受診して新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われ、かつ、その疑いが否定されないまま症状が続いている者がいる、又は、過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の待機期間を必要とされている国・地域等の在在者との濃厚接触(1m程度以内で15分以上接触)がある
	過去2週間以内に、同居している者で医療機関を受診して新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われ、かつ、その疑いが否定されないまま症状が続いている者がいる、又は、過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の待機期間を必要とされている国・地域等の在在者との濃厚接触(1m程度以内で15分以上接触)がある
	過去2週間以内に、同居している者で医療機関を受診して新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われ、かつ、その疑いが否定されないまま症状が続いている者がいる、又は、過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の待機期間を必要とされている国・地域等の在在者との濃厚接触(1m程度以内で15分以上接触)がある

「A欄で1項目以上」、または、「B欄で2項目以上」「はい」の場合は、「該当あり」となります。それ以外は「該当なし」となります。

※以下の欄に在籍中学校の電話番号を書いておきましょう

☎ _____